

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し	根拠条項	第17条の2第2項				
処分基準	<p>第17条の2第2項の規定による商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しについては、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第106号）の施行に伴う中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成10年2月1日付け平成10・01・19企庁第3号）」に基づき、第17条第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認められるか否かを判断するものとする。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO